

きらりと笑顔が輝くまち

とばぐらしの魅力を再発見

企画財政課移住・定住係 ☎ 25 1227



市では、移住相談のワンストップ窓口を設置し、都市部からの移住希望者を積極的に受け入れるため「切れ目ないきめ細やかな移住支援」に取り組んでいます。

鳥羽へ移住してイキイキと生活している移住者のかたにスポットを当て、普段当たり前に感じている暮らしの中にある魅力を再発見したいと思います。

今回は、東京での移住・定住フェアへ参加したことをきっかけに鳥羽市へ移住し、伊勢志摩観光コンベンション機構でインバウンド担当として勤務する岩嶋恭平さんに鳥羽での生活についてお話をいただきました。



岩嶋 恭平さん

プロフィール

- ・埼玉県越谷市出身
- ・昨年4月、鳥羽市へ移住
- ・現在、外国人観光客が伊勢志摩に訪れるよう伊勢志摩観光コンベンション機構のインバウンド担当として勤務



【鳥羽に移住するまでの生活は？】

埼玉ですと暮らしていましたが、英語を勉強するためオーストラリアとカナダへワーキングホリデーに行きました。帰国して、旅行の添乗員や英会話スクールの講師として働きましたが、仕事と家の往復で退屈さを感じていました。

【鳥羽へ移住したきっかけを教えてください。】

退職するタイミングでもあり、田舎で暮らしたいと思っていました。オーストラリアでの生活の影響もあり、海の近くで生活したいと思っていました。移住を考えたきっかけになりました。移住・定住フェアでは、他の地域と比べて鳥羽市担当職員のみなさんに丁寧にサポートしていただきました。実際に鳥羽を訪れたときも、1から10まですべての面でサポートしていただいたこともあり、移住を決めました。

【移住することに不安はありましたか。】

ワーキングホリデーで海外に住んでいたこともあるので、大きな不安はなかったですが、最初は仕事が決まっていなかったもので、そこだけが不安でした。幸い、鳥羽市役所の観光課臨時職員として働くことが決まり、観光の仕事に携わりたいという思いもあったので、そこからスタートすることができて良かったと思っています。

【移住する前の鳥羽の印象は？】

添乗員の時に何度か伊勢神宮やミキモト真珠島へは立ち寄ることがあり、観光地というざっくりとしたイメージが強かったです。



鳥羽湾に寄港したダイヤモンド・プリンセス



伊勢志摩観光コンベンション機構で勤務しています



タイ国旅行代理店協会商談会（タイにて）



関西ツーリストインフォメーションセンター京都でのイベントにて



タイ訪日旅行会社へのセールス

鳥羽で暮らす魅力は？
地域の人たちの温かさだと思っています。みなさんが昔からの知り合い・顔見知りで、小学校や中学校までの同級生が同じ職場で働いていたりと、そういうつながりがあるからこそ全体的な温かさがあり、そこが魅力になっていると思います。

実際の鳥羽での暮らしは？
移住して人付き合いがどのようなになるのかと思っていましたが、本当にみなさん快く受け入れてくれました。仕事のつながりから派生してプライベートでの付き合いもあり、心地よく過ごしています。食事面では、もともと埼玉が海なし県なので、海産物を楽しんでいます。

現在の仕事について教えてください。

現在の仕事について
教えてください。
昨年の10月から伊勢志摩観光コンベンション機構のインバウンド担当として勤務しています。日本国内で開催される海外の旅行会社が参加する商談会で伊勢志摩の紹介をしたり、ツアー企画や旅行雑誌掲載のために伊勢志摩を訪れるファムトリップに同行させてもらったりしています。
また、昨年10月にダイヤモンド・プリンセスが鳥羽へ寄港したことをきっかけにクルーズ関係の仕事にも携わり、資料を作成したり、セミナーに参加したりしています。
今まで以上に英語を使う機会も増えて、観光系の仕事に携わりたいという願いもかあったので、充実した毎日を送っています。



●とばぐらしのフェイスブック

鳥羽市へ移住・定住するための情報満載のフェイスブックもご覧ください。

<https://www.facebook.com/tobagurashi/>

平成31年度定住応援奨励金について

鳥羽市へ定住する若者や若者夫婦を応援するため、「鳥羽の定住応援事業奨励金」を交付しており、今年度には交付額の改定を行います。

【市内に住宅を新築および購入した場合】

対象要件		交付額	
区分	価格要件	定住手続完了日 4月～9月※1	定住手続完了日 10月～3月※2
新築住宅	左記の住宅の取得価格が500万円以上のもの (同住宅と同時に取得した土地の購入費を含む)	100万円	50万円
中古住宅	左記の住宅の取得価格が200万円以上のもの (同住宅と同時に取得した土地の購入費を含む)	50万円	25万円

【交付を受けるための要件】

- 本市への定住を目的に、本市に住宅を新築、または購入により取得したかた（賃貸または売却を目的として住宅を取得したかたを除く）
- 当該住宅に居住を開始した日において、本人または配偶者のいずれかが満40歳以下であるかた
- 当該住宅の所有者が共有による場合は、所有権を2分の1以上有するかた（若者夫婦世帯は、夫婦の所有権を合算した持分が2分の1以上）
- 奨励金の申請時において、交付対象者およびその世帯員などに、市に納付すべき市税などに滞納がないかた

※1 4月1日から9月30日までに対象住宅に居住し、かつ、対象住宅の所在地住所が住民基本台帳に記録されたかた

※2 10月1日から翌年3月31日までに対象住宅に居住し、かつ、対象住宅の所在地住所が住民基本台帳に記録されたかた

くわしくは、企画財政課移住・定住係に問い合わせてください。